

白川町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月6日

白川町長 佐伯正貴

白川町条例第2号

白川町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(白川町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 白川町職員の給与に関する条例(昭和31年白川町条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給料) 第2条 給料は、白川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年白川町条例第22号。以下「勤務時間条例」という。)第8条第1項に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当_____、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を除いたものとする。	(給料) 第2条 給料は、白川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年白川町条例第22号。以下「勤務時間条例」という。)第8条第1項に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、 <u>初任給調整手当</u> 、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を除いたものとする。

第2条 白川町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(通勤手当) 第10条の3 (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略)	(通勤手当) 第10条の3 (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略)



改正後	改正前
	<p><u>22,800円</u></p> <p><u>ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員</u></p> <p><u>25,900円</u></p> <p><u>コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員</u></p> <p><u>29,100円</u></p> <p><u>サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員</u></p> <p><u>32,300円</u></p> <p><u>シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員</u></p> <p><u>35,500円</u></p> <p><u>ス 使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満である職員</u></p> <p><u>38,700円</u></p> <p><u>セ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員</u></p> <p><u>42,200円</u></p> <p><u>ソ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員</u></p> <p><u>45,700円</u></p> <p><u>タ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員</u></p> <p><u>49,200円</u></p> <p><u>チ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員</u></p> <p><u>52,700円</u></p> <p><u>ツ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員</u></p> <p><u>56,200円</u></p> <p><u>テ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員</u></p> <p><u>59,600円</u></p> <p><u>ト 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員</u></p> <p><u>63,000円</u></p>



改正後	改正前
<p>時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。</p> <p>7 白川町職員の給与に関する条例第4条の2 _____、第5条、第9条、 _____第10条の2及び _____第10条の4の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>8 白川町職員の給与に関する条例附則第12項から第19項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。</p>	<p>時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。</p> <p>7 白川町職員の給与に関する条例第4条の2 <u>第3項及び第4項</u>、第5条、第9条から第10条の2まで並びに第10条の4の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>8 <u>新給与条例</u> _____附則第12項から第19項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。</p>

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、令和8年4月1日から施行する。